

学童保育に関わる

用語・仕組みの解説

編集部

【放課後児童健全育成事業】とは

「放課後児童健全育成事業」は、学童保育の法律上の名称です。学童保育は一九九七年に「児童福祉法」「社会福祉法」に定められ、一九九八年から法律にもとづく事業として施行されています。児童福祉法では、「市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる」(第三四条の八)、「国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる」(第三四条の八の②)とされています。

「市町村以外の者」とは、社会福祉法人、保護者会・父母会、地域運営委員会、NPO法人、民間企業、個人などのことをさします。「市町村以外の者」が事業を行う学童保育の

多くは、市町村からの「委託」「代行」によって事業を行っていたり、「補助」を受けて運営されています。

【府省令】とは

「府令」は、内閣総理大臣が内閣府の長として発する命令です。「省令」は、各省の大臣が担当する行政事務（行政権の発動として行う事務）について、法律や政令（内閣が制定する命令）を施行するため、または、法律や政令の特別の委任にもとづいて、各省（機関）から発する命令です。

国は、二〇一四年に厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「設備運営基準」）を定めました。ことも家庭庁の設立にともない、二〇二三年四月一日以降は、「内閣府令」として施行されています。また二〇一五年には、運営にあたっての望ましい方向性（全国的な標準仕様）を示した「放課後児童クラブ運営指針」（以下「運営指針」）を策定しています。

【条例】とは

「条例」は、日本国憲法に定められた自治立法権（憲法

つづきは本誌をくらんどください